

著作権入門セミナー

第1回 著作物の二次的利用と契約実務
2024年6月18日

用賀法律事務所 弁護士
村瀬 拓男

二次的著作物とは

(定義)

第2条11号 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

(二次的著作物)

第11条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

(翻訳権、翻案権等)

第27条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第28条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規程する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の権利を有する。

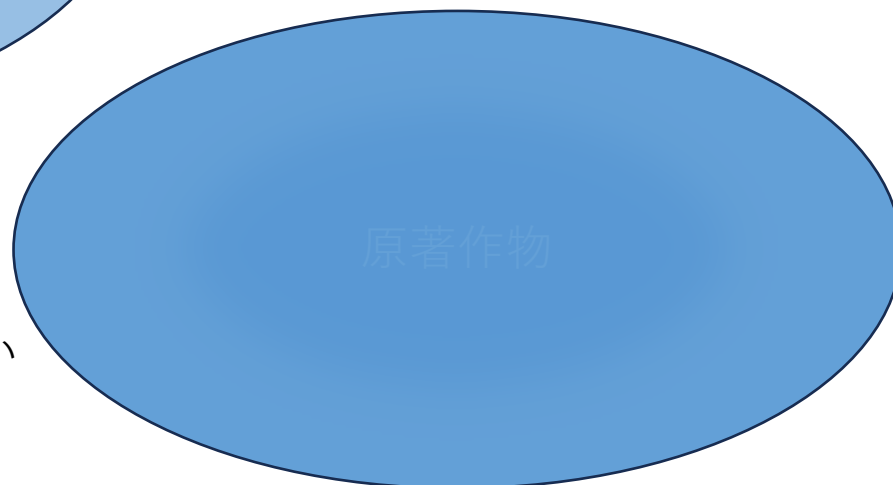
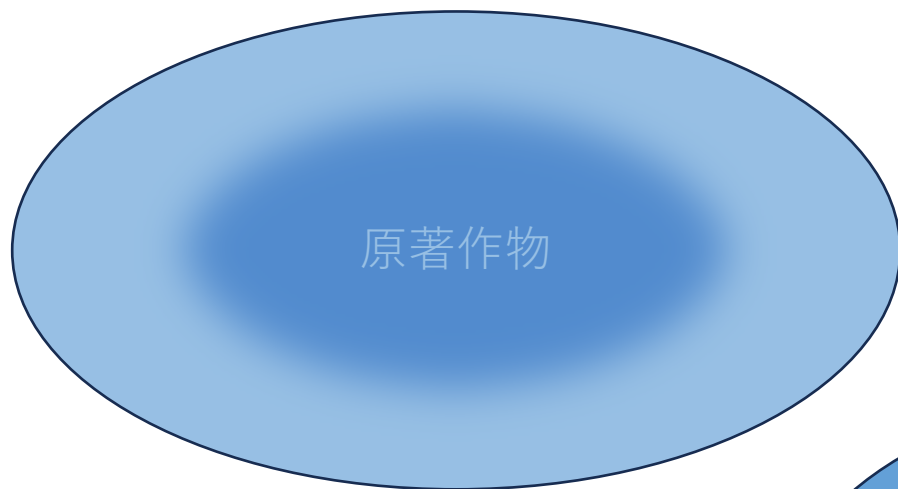
(著作権の譲渡)

第61条2項 著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規程する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定する。

二次的著作物の意味

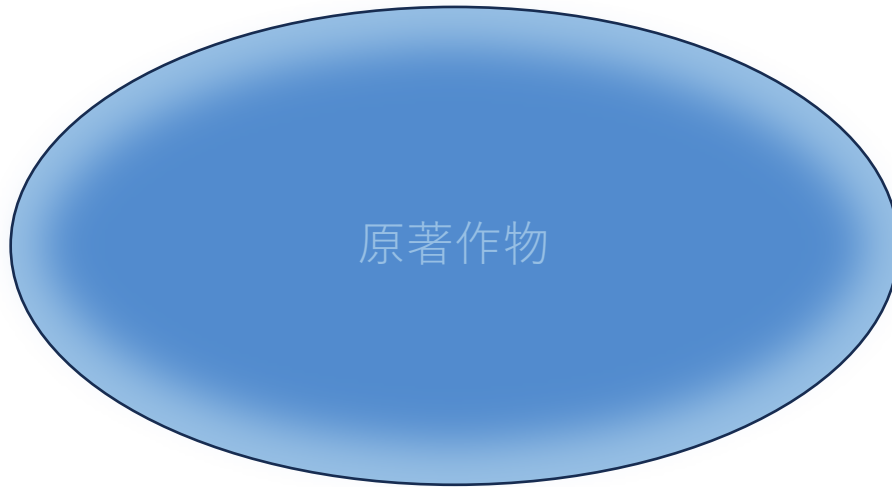
原著作物に依拠し、かつ原著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得できる場合は二次的著作物となる。（最判昭55・3・28）

二次的著作物

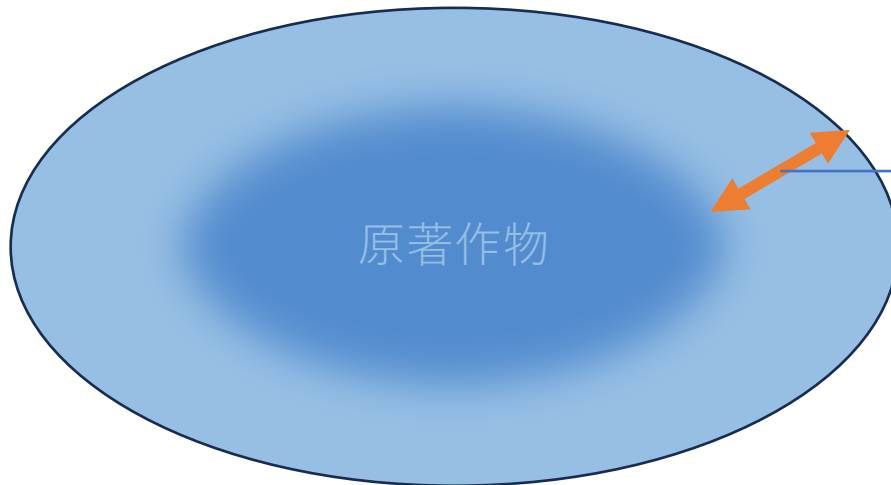


二次的著作物とはならない

原著作物と二次的著作物との関係（11条）
同一の種類の特権の意味（28条）



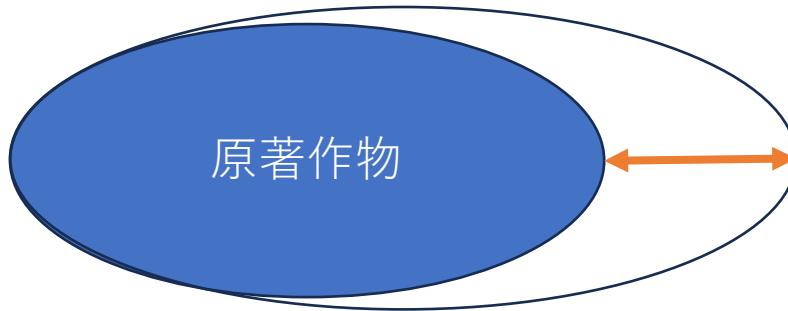
二次的著作物の著作者の特権は、
すべて原著作物の特権者が行使で
きる。



二次的著作物の著作者が
独自に創作した部分をど
う考えるのか？

同一性保持権との関係

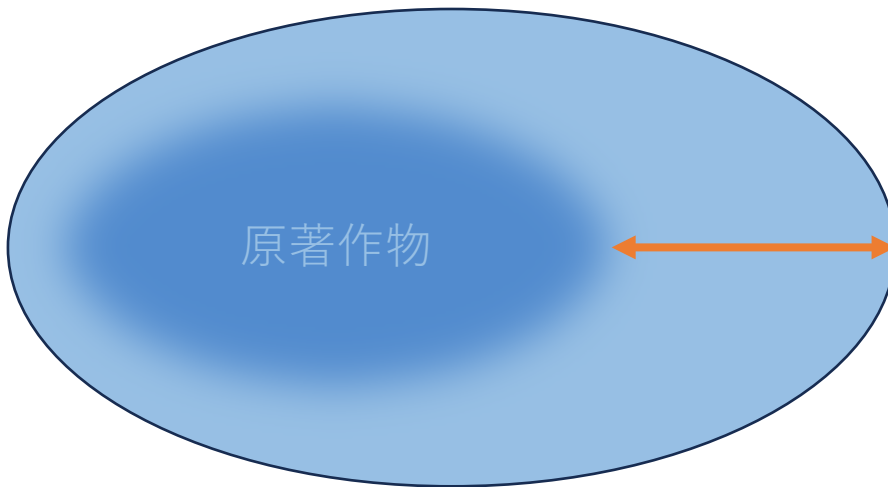
創作性のない改変



無許諾の改変は、常に同一性保持権侵害の問題を生じる。

では、許諾のある改変の場合にはどうか？

創作性のある改変→二次的著作物の創作



一つの考え方

改変についての同意がある場合は、原則としてその後の同一性保持権の行使を認めるべきではない。

（事前の包括的な同意がある場合）

改変された結果が、著作者の名誉・声望を害するような場合（113条1項）には同一性保持権の侵害にあたる。

そうでない場合には、同一性保持権の侵害とはならない。

（事前ではあっても具体的な改変の内容を知ったうえでの同意の場合）

原則にもどって、同一性保持権の行使を認めるべきではない。



契約でどうコントロールしていくのか？

契約で留意すべきポイント

(小説やコミックを原作として映像化する場合に、原著作権者の観点から)

(1) 当該映像化のプロセスを具体的かつ正確に理解する

脚本、台本、プロット、コンテといった映像化に向けての各種生成物が具体的にいつ誰によって作られるのかを把握

(2) 各プロセスにおける監修・チェックを具体的にどう行うのかの合意

映像制作についての意思決定時期や制作費用投下のタイミングの確認

(3) 契約締結の時期

必ずしも完全な契約をスタート段階で締結できている必要はない。
明示的な合意の積み重ねを。

(4) 信頼関係をどう構築するか